

■入札後提出書類一覧

建設工事

提出書類等 ※落札後7日以内に契約書を提出すること。 議決が必要な契約(予定価格1億5千万円以上の工事又は、 製造請負、予定価格2千万円以上の財産の取得処分)は まず仮契約を交わし、議決後に本契約となる。	提出部 数 (部)	建設工事	
		工事(契約金額:税込)	
		50万円以上300万円未満	300万円以上
<b>ア 契約書及び約款</b>			
①契約書(仲裁合意書含む)及び約款	2	○	○
③法13条に基づく書面	2	※△1	
<b>イ 契約保証金(契約金額の10分の1以上)</b>	1		
I 契約保証金の納付			I～IVのうちいずれかを選択
II 契約保証金の担保となる利付国債			
III 銀行等又は西日本建設業保証(株)の保証書			
IV 履行保証保険契約証券等			
<b>ウ 技術者関係</b>			
ア 現場代理人及び主任技術者選任(変更)通知書	2	○	※△2
イ 技術者資格証明書等の写し又は技術者の工事経歴書	1	○	○
ウ 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了書の写し	1		※△2
エ 雇用関係の確認書類(健康保険被保険者証の写し等)	1	○	○
オ 現場代理人兼任申請書	2	※△3	※△3
<b>エ 建設業退職金共済事業関係</b>			
建退共証紙購入(当初・変更)申告書	1	○	○
掛金収納書	1	○	○
<b>オ その他 契約当事者が特に指示するもの</b>			
請負代金内訳書(工事請負代金が1億円以上の場合)	1		○※工事請負代金が1億円以上の場合
工程表の作成	1	○	○
課税事業者届出書又は免税事業者届出書	1	○	○

※△1 建築リサイクル法の適用工事が対象となります。土木事務所に提出したものの写しを提出。

※△2 発注者から直接工事を請け負い(元請)、そのうち300万円(建築一式工事の場合は4500万円)以上を下請契約して施工する場合は、監理技術者を置かなければなりません。

※△3 現場代理人を兼任しようとする場合は「現場代理人及び主任技術者選任(変更)通知書」と同時に提出が必要になります。

■契約締結後

<b>カ 前払金関係</b>			
請求書(契約締結後 30日以内)	1		○
保証証書(前払金保証)	1		○
<b>キ 中間前払金</b>			
中間前払金払認定請求書	1		○
保証証書	1		○
請求書	1		○
<b>ク 下請関係</b>			
下請報告書	1		○
※市から請負った建設工事の請負代金が800万円以上(建築一式工事にあつては1,000万円以上)のもので下請契約を締結した場合に限る。下請契約締結後7日以内に工事担当課へ提出のこと。			
請書	1	※□1	
施工体系図	1	※□1	
施工体制台帳	1		※□2

■入札後提出書類一覧

建設工事

提出書類等 ※落札後7日以内に契約書を提出すること。 議決が必要な契約(予定価格1億5千万円以上の工事又は、 製造請負、予定価格2千万円以上の財産の取得処分)は まず仮契約を交わし、議決後に本契約となる。	提出部 数 (部)	建設工事	
		工事(契約金額:税込)	
		50万円以上300万円未満	300万円以上
ケ その他(変更契約等)		適宜により提出が必要	
工期延長変更請求書	1		
建退共証紙購入(当初・変更)申告書	1		
掛金収納書	1		
変更工程表	1		
変更契約書	2		
コ 完成～請求			
工事完成通知書	1	○	○
目的物引渡書	2	○	○
請求書	1	○	○

※□1 金額にかかわらず下請契約をした場合は必要。施工体制台帳を作成した場合は、当該台帳と同時に提出、その他は工事完成時に提出。

※□2 下請総額3000万円以上、建築一式の場合は4500万円以上の場合必要。